

資料 3－1－3 農業の部門分担に関する協定書

住所 鹿本郡鹿本町

(甲) 氏名 夫
(乙) 氏名 妻
(丙の 1) 後 継 者
(丙の 2) 後継者の妻

わが家の農業経営の近代化を図り、家族の連帯と協調を一層推進するため、鹿本町家族協定農業実施要領の趣旨を十分理解した上で次の事項により協定を締結する。

(農業の部門の分担)

第 1 条 甲と丙の 1 は、農業経営の部門を分担することを約する。

(農業の部門分担及び分配等)

第 2 条 甲、乙、丙の 1 及び丙の 2 の農業の部門分担及び分配等は、次のとおりとする。

なお、毎年見直しを行うものとする。

	氏 名	分担する部門	収益分配の割合	備 考
甲		ガラスハウス、露地、水稻	左記の 100 %	
乙		管理、労務管理、介護	甲より定額分配	
丙の 1		連棟ハウス、苗づくり	左記の 100 %	
丙の 2		家事全般、育児	丙の 1 より定額分配	

2 前項のほか、賞与として甲、乙、丙の 1 及び丙の 2 では協議し定めた額を分配することができる。

3 部門の分担及び分配の方法、時期、その他については、甲、乙、丙の 1 及び丙の 2 が協議して定める。

(農業経営上の留意事項)

第 3 条 甲は、他の家族の将来を考慮して乙、丙の 1 及び丙の 2 と十分意見を交換し、相互に理解した上でわが家の営農と生活とが調和のとれた姿で発展するよう 5 年後を目標とした農業経営改善計画を作成し、次に掲げる事項を定め、つねに評価、見直しを行うものとする。

(1) 農業従事者 1 人当たり年間労働時間 2,000 時間を目標とし、それを達成するためにとるべき事項。

イ 定休日は月に 1 日とし、さらに年間に 20 日の休暇を取るものとする。

ロ その他、1 号の年間労働時間を達成するための措置。

(2) 目標農業所得 700 万円を目標とし、それを達成するためにとるべき事項。

(3) その他、農業経営改善計画に必要な事項。

(将来の経営移譲)

第 4 条 甲、乙、丙の 1 が有する経営権及び経営用資産について、将来、経営移譲する場合は甲、乙及び丙の 1 の合意に基づき行うものとする。

(協定の期間)

第 5 条 この契約の存続期間は、協定を締結した日から 1 年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

(その他必要な事項)

第 6 条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙、丙の 1 及び丙の 2 が協議し

て定め、別に記載するものとする。

2 この協定は、民法第 904 条の 2 以外のものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書 5 通を作成し、甲、乙、丙の 1 及び丙の 2 は各 1 通を保存し、鹿本町農業委員会で 1 通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 夫 _____ 印

(乙) 妻 _____ 印

(丙の 1) 後 継 者 _____ 印

(丙の 2) 後継者の妻 _____ 印

立 会 人

(農業委員会) _____ 印

家族経営協定書「別記記載事項」

1. 農業者・農家として

- (1) 農業者であることと、その役割に自信と誇りを持って農業に取り組む。
- (2) 農業・農村ならではのゆとりと楽しみを見いだすように心掛ける。
- (3) 「おはよう」「おやすみ」の挨拶を気持ちよく行い、明るく楽しい家庭づくりを目指す。

2. 家族会議の開催

- (1) 毎月 1 回家族会議を開催する。
家族会議では、毎月の経営報告、作業計画、休日計画、生活等について話し合う。
- (2) 年に 1 回家族総会を開催し、年間目標、所得目標、各自担当記帳結果のまとめ等を持ち寄り、営農生活設計の見直しと家族経営協定書の見直しを行う。

3. 将来の計画に関すること

- (1) 夢のもてるような営農と生活を考え、中長期の設計を全員の話し合いによりたてる。
- (2) 農業経営に関する計画の樹立及び方針の決定は、家族と十分意見を交換し相互に理解した上で行うものとする。
- (3) 家族の将来の計画や将来の方向については、常に家族内で十分に話し合いをする。

4. 経営の役割分担

- (1) 経営分担は次表のとおりとするが、やむを得ない場合はお互いが協力し合う。
- (2) 簿記記帳については _____ が、労働日誌の記帳については _____ が行う。

名	分 担 内 容
夫	ガラスハウスキク、露地キク、簿記記帳
妻	キク管理、労務管理
後継者	連棟ハウスキク、キク育苗

5. 安全で快適な作業環境に関すること

- (1) 農作業安全（農薬・機械等）に配慮する。

- (2) 快適な作業環境づくりに努める。
6. 休日に関すること
- (1) 定休日は、毎月第2日曜日とする。
やむを得ない事情により、月1回は代休を取ることができる。
- (2) 年次有給休暇を20日とし、自己研修等にあてることができる。
- (3) 特別休暇として育児、介護、慶弔等の休暇を取ることができる。
7. 年金、退職金に関すること
- (1) 経営移譲については、営農生活設計に基づき移譲時期を踏まえ、家族で移譲について十分話し合いをし移譲準備期間を設ける。
- (2) 経営主が60歳になったら、経営及び家計を移譲する。
8. 生活時間に関すること
- (1) 家族が共通で団らんでできる時間を協議のもとに設定する。
- (2) 自分だけのために使える時間を確保できるようお互いに協力する。
9. 住まいの方に関すること
- (1) 住まい方については、家族全員で協議し、決定する。
- (2) お互いがプライバシーを尊重しつつ家族生活の円滑化を図る。
10. 家事分担に関すること
- (1) 家事分担については、家族全員で協議し決定する。
- (2) 分担にあたっては、特定の者に負担がかからないように各自が能力に応じた適正な分担になるようにする。
- (3) 家事分担は次表のとおりとするが、やむを得ない場合はお互いが協力し合う。

名	分 担 内 容
夫	孫の世話
妻	孫の世話、介護、家庭菜園、近所づきあい、後かたづけ、掃除
後継者	子供の教育・世話、後かたづけ
後継者の妻	子供の教育・世話・食事の準備・片づけ、掃除、洗濯、健康管理

11. 研修、旅行に関すること
- (1) 農家経営能力を一層磨き、就業環境の改善、能率的な農作業の実施、農家生活発展のために各種農事研修会、研究会、視察等に夫婦単位あるいは個人で積極的に参加する。
- (2) 家族や夫婦のリフレッシュのために旅行を年に1回行う。
12. 健康管理に関すること
- (1) 年に1回は、必ず健康診断を受ける。
- (2) 健康に留意し、病気の時は早めに医者にかかり、休養の必要がある時は農作業を休む。
13. 家計に関すること
- (1) 共通家計費については、家族で協議し各自の能力に応じて負担する。
- (2) 家計管理者は後継者の妻とし、担当者は年1回家計の決算報告をする。